

広情個審第42号
令和7年7月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年1月17日付け広施埋第122号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第352号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和5年1月17日付け広施埋第122号の諮問事案（諮問第352号事案）

令和元年5月8日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和4年11月9日付け広島市指令施埋第46号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年11月25日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定において特定した「新規埋立地の選定に係る技術検討委員会（第1～6回）の議事録及び会議資料」及び「新規埋立地の調査に係る技術検討委員会（第7～9回）の議事録及び会議資料」のうち、新規埋立地の選定に係る技術検討委員会（第1～6回）及び新規埋立地の調査に係る技術検討委員会（第7～9回）の議事録について、別表の「不開示で妥当な情報」欄の情報以外の情報を開示する決定を改めて行うべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、会議議事録に関して、真に不開示とすべき部分を除いて開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

請求人は、広島市の実施機関が広島市情報公開条例を軽視し、その規定に反して不開示としている事例があまりに多いと感じ、強い危機感を持っている。

実施機関には、この条例を遵守する責任がある。そのため、それができていないと思料される場合は、やむなく審査請求を行い、第三者に判断していただいた上で、法令に反している部分は正していただかなければならないと痛切に感じている。

ア 経緯

(1) 審査請求人は、2019年（令和元年）5月8日付けで以下の請求を行った。

「『新規埋立地の調査に係る技術検討委員会設置要領（平成15年5月23日施行）』に基づいて設置された『新規埋立地の調査に係る技術検討委員会』の第1回から第9回までのすべての会議資料及び議事録」

- (例) 上記開示請求に対して、実施機関は、会議資料及び会議議事録を特定し、2019年（令和元年）6月21日付け広施恵第95号により「公文書部分開示決定通知書」を請求人に発出した。

請求人が部分開示文書を閲覧したところ、議事録の議事内容はほとんど不開示であった。議事内容は、真に不開示とすべき部分以外も不開示にされていると考えられたため、請求人は、2019年（令和元年）8月16日付けで、行政不服審査法に基づき審査請求を行った。

この審査請求に対して、広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、2020年（令和2年）6月10日付け広情個審第13号で、「部分開示決定を取り消し、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて開示に関する決定を行うべきである。」と答申した。

この答申を受けて審査庁（広島市長）は2020年（令和2年）12月1日付けで裁決を行った。その裁決では「非公開を前提とした会議の議事録及び会議資料の一部については改めて理由を付した上で、改めて公文書部分開示決定を行う。」とした。

裁決を受けて、実施機関は、2020年（令和2年）12月8日付け広島市指令施恵第50号により「公文書部分開示決定通知書」を請求人に発出した。

- (例) 請求人が部分開示文書を閲覧したところ、議事録の議事内容は、またしてもほとんど不開示であった。議事内容は、真に不開示とすべき部分以外も不開示にされていると考えられたため、請求人は、2021年（令和3年）1月13日付けで、行政不服審査法に基づき審査請求を行った。

この審査請求に対して、審査会は、2022年（令和4年）3月28日付け広情個審第67号で、「公文書部分開示決定のうち、会議の議事録の議事内容等を不開示とした部分を取り消し、不開示事由の該当性を改めて精査した上で、開示に関する決定を行うべきである。」と答申した。審査会は、前回の答申より踏み込み「議事内容等を不開示とした部分を取り消」すべきであると具体的に示した。

この答申を受けて審査庁（広島市長）は2022年（令和4年）11月9日付けで裁決を行った。その裁決でも、前回裁決同様「非公開を前提とした会議の議事録及び会議資料の一部については改めて理由を付した上で、改めて公文書部分開示決定を行う。」とした。裁決は「非公開を前提とした会議」という理由付けに固執している。

裁決を受けて、実施機関は2022年（令和4年）11月9日付け広島市指令施恵第46号により「公文書部分開示決定通知書」を請求人に発出した。

- (例) 請求人が部分開示文書を閲覧したところ、議事録の議事内容は、またしても不開示部分が多かった。議事内容は、真に不開示とすべき部分以外も不開示にされていると考えられたため、再々度審査請求を行わざるを得ないこととなった。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象公文書は、『『新規埋立地の調査に係る技術検討委員会設置要領（平成15年5月23日施行）』に基づいて設置された『新規埋立地の調査に係る技術検討委員会（以下「委員会」という。）』の第1回から第9回までのすべての会議資料及び議事録』であり、本市は、審査会の答申（令和4年3月28日付け広情個審第67号及び同年5月25日付け広情個審第9号）を踏まえ、下記の不開示情報を除く公文書部分開示決定を行った。

不開示としたのは、①個人の氏名等、②非公開を前提とした会議の議事録及び会議資料の一部並びに③希少動植物の分布を示した記載の3点である。

なお、本件審査請求のうち、①及び③、②の会議資料の一部については請求人から特に主張がないことから請求内容に含まれないものと理解し、②の非公開を前提とした会議の議事録について開示しないこととした理由を弁明する。

請求人は、「実施機関は、本件審査請求に係る開示請求に対しても、委員会で決定した会議の公開・非公開方針（恵下地区のみ検討する場合には公開、他の4候補地が含まれる場合は非公開で会議を行う）を適用して、議事内容等を不開示にした旨主張しているが、本市は次のとおり広島市情報公開条例の一部を改正する条例（令和5年広島市条例第5号）による改正前の広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に則って判断している。

当該議事録は、学識経験者である委員が行った最終処分場候補地の選定及び最終処分場の整備に係る議論の記録である。この中では、最終処分場候補地の選定及び最終処分場を整備していく過程での課題や今後の方針について、自由闊達な発言がなされている。

これは、平成19年度に本市が最終処分場候補地の総合的比較検討の結果を対外的に初めて公表する前のものであり、最終処分場を整備するに当たり技術面、環境面及び社会面などのあらゆる観点で生じ得る今後の課題及びそれに対する本市の対応方法等を委員会において自由に議論しているものである。

特に、「迷惑施設」と捉えられる廃棄物の最終処分場の整備に当たっては、埋立地の安全性に加え、どのように市民感情に配慮していくかという議論も多く、様々な事例、実情並びに本市の事務局及び委員の意見を基にあらゆる可能性を排除することなく言及した発言も数多く含まれている。

こうした発言を含んだ議事録を開示することにより、委員会発足以降築いてきた委員との良好な信頼関係を損ね、今後、同様の委員会を行う際、事業推進に向けた協力が得られなくなり、情報収集や意見交換を妨げることとなる。

以上のとおり、これらの情報を公にすることは、公共事業の適正な執行に支障を来すおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため開示しないこととしたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に

関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいる「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(4) 本件審査請求の対象公文書について

請求人は、2(1)の審査請求の趣旨のとおり、議事録についてのみ述べている。

したがって、本件部分開示決定において実施機関が特定した「新規埋立地の選定に係る技術検討委員会（第1～6回）の議事録及び会議資料」及び「新規埋立地の調査に係る技術検討委員会（第7～9回）の議事録及び会議資料」のうち、新規埋立地の選定に係る技術検討委員会（第1～6回）及び新規埋立地の調査に係る技術検討委員会（第7～9回）（以下「本件会議」という。）の議事録

(以下「本件文書」という。)の不開示事由該当性について、以下、検討する。

(5) 本件文書における不開示事由該当性に係る判断について

ア 実施機関は、本件文書の不開示情報のうち、個人が識別できる氏名等の情報及び希少動植物の乱獲等につながる危険性のある情報を除いた全ての情報を、以下の(Ⅶ)及び(Ⅷ)を理由に条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。

(Ⅶ) 埋立地を整備する上での事業の課題、事業進捗に影響を与えるおそれがある諸々の問題に対して、どのような措置をとるべきかといった今後の進め方などの戦略的な議論及び事業推進に関する検討を事務局と委員が行う中で、非公開という前提を基になされたと思われる双方の発言や委員の知見に基づく本市の立場に則した助言的内容などを記載したものが存在しているが、これらには当然ながら委員自身の率直な意見も含まれており、こうした発言を含んだ議事録の全てを公開すると、本市と委員との信頼関係を失わせ、最終処分場整備に関する貴重な専門家である委員から、事業推進に向けた今後の協力を得られなくなるおそれがあること。

(Ⅷ) また、仮に協力を得られたとしても、今後、同様の委員会が開催される際に、発言の一言一句が後に公開されることを踏まえた上で委員の意見聴取を促すこととなり、忌たんのない議論を行う機会を著しく阻害するおそれが生じること。

イ そこで、本件会議の公開・非公開について、当審査会が実施機関に確認したところ、「恵下地区のみについて検討する会議は公開、他の4候補地に関する情報が明らかになる会議は非公開で行う」との本件会議の公開・非公開の取扱いが決められていたことから、本件会議は非公開で実施されていたと認識しており、各委員においても本件会議は非公開であると認識していたと思われるが、議事録の公開・非公開については意識していない状態で議論が行われていたものと考えられるとのことであった。

当審査会が見分したところ、本件会議の公開・非公開については、本件会議の第1回会議の最初の議事で、本件会議は非公開とするとの意思決定がなされ、その後、第7回会議の最終議事で、「恵下地区のみについて検討する会議は公開、他の4候補地に関する情報が明らかになる会議は非公開で行う」との意思決定がなされている。また、第8回会議の冒頭で、会議の公開に関する要領等が了解されて以降、第8回の議題(2)のうち「ア 地形、地質調査結果」以外は、全て非公開とする旨の説明がなされている。以上のことから、本件会議は、一部例外を除き、非公開を前提に議論が行われていたと認められる。

ウ もっとも、請求人の主張のとおり、会議自体が非公開だからといって、当然に議事録も不開示ということにはならない。

当審査会が見分したところ、本件会議の議事録は、会議参加者の発言が逐語的に記載されている。本件会議の議事録の内容について各委員が確認したうえで各委員の了解が得られているか、実施機関に確認したところ、不明とのことであったため、議事録の公開・非公開に関する取扱いが決まっていない場合で、かつ、会議参加者の発言が逐語的に記載されていることについて各発言者に確認なく作成されている議事録の公開の可否について検討する。

エ 議事録が事後的に公表されることを予定していたとしても、会議が非公開を前提としたもので

ある以上、通常は発言者等に逐語的に反訳した文章をそのまま一般に公表してよいかの確認がされるものといえ、口頭における議論では、当然の前提が省略された発言、言い間違い、単なる誤解に基づく発言などがあり得ることも考えると、このような確認作業を採らないまま逐語的な反訳文が議事録として一般に公表されたとすると、議論の参加者が確信を持てないまでも新たな発想を披露した場合に批判を受けることや片言隻句を捉えた批判をされることをおそれるなど、自由な発言を躊躇、自重することも十分に想定し得るものといえる。

したがって、事後的であっても議事録の公開・非公開に関する取扱いが決まっていない場合で、かつ、会議参加者の発言が逐語的に記載されていることについて各発言者に確認なく作成されている議事録が公開される場合には、今後同様の会議が開催される場合の委員の自由闊達な議論が阻害される客観的かつ具体的な危険性・可能性があり（平成26年3月27日大阪地判 裁判所ウェブサイト参照）、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 本件についてこれをみるに、本件会議が非公開を前提として行われ、かつ、本件会議の議事録の内容について各委員の了解を得ていることが確認できない事情を踏まえると、当審査会としては、本件文書のうち、本件会議の議論を深め、又は活性化させるため、会議参加者がした踏み込んだ発言、忌たんのない発言、又は明らかに非公開を前提としていたと認められる想像等による不用意な発言を公にすることにより、今後同様の会議が開催される際に、委員の自由闊達な議論が阻害される具体的な危険性・可能性があり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第3号の不開示理由が認められ、不開示妥当と判断する。

カ また、本件文書には、不確かな個人的意見にもかかわらず、広島市の統一的な見解であるかのように誤解され得る記載がある。同記載を開示することにより、市民に不信感を抱かせた結果、将来の同種の事業を行う際、各対応の場面等で関係者等の必要な協力を得られなくなること等により、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。そのため、同記載については、条例第7条第3号の不開示理由が認められ、不開示妥当と判断する。

キ さらに、本件文書の不開示情報のうち、希少動植物の分布を示した記載は、公にすることにより、希少動植物の乱獲及び周辺環境の破壊等につながる危険性があると認められることから、条例第7条第3号の不開示理由が認められ、不開示妥当と判断する。

(6) 本件文書の不開示部分に係る不開示事由該当性について

当審査会が、本件文書の不開示部分について検討した結果、別表の「不開示で妥当な情報」欄の情報については、当該不開示理由から実施機関が不開示とした判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

(7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1（新規埋立地の選定に係る技術検討委員会第1回会議 議事録）

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1 ページ目の出席者のうち、復建調査設計の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条1号）
1 ページ目の松藤会長の発言	5 行目の15文字目から22文字目まで	同上
3 ページ目の下から12行目から始まる松藤会長の発言	1 行目の13文字目から2行目の24文字目まで	委員が独自に体験した公開されていない事実に基づく発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号）
5 ページ目の下から12行目から始まる事務局の発言	記載全て	当該情報を公にすることにより、市民に誤解等を生じさせる可能性があることから、広島市における将来の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号）
6 ページ目の下から8行目から始まる事務局の発言	下から2行目の9文字目から最後まで	不確定の情報が含まれており、市民に混乱が生じ、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号）
7 ページ目の4行目から始まる今岡副会長の発言	2 行目の2文字目から17文字目まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号）

（注）文字数は、文字の種別にかかわらず、それぞれ1文字と換算している。以下同じ。

別表2（新規埋立地の選定に係る技術検討委員会第2回会議 議事録）

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1 ページ目の出席者のうち、復建調査設計の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条1号）

5 ページ目の中越委員の発言	下から3行目の10文字目から最後まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第3号)
8 ページ目の18行目から始まる中越委員の発言	3行目の1文字目から最後まで	同上
9 ページ目の森脇委員の発言	2行目の34文字目から3行目の3文字目まで	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため(条例第7条1号)
9 ページ目の下から5行目から始まる中越委員の発言	1行目の1文字目から11文字目まで	同上
9 ページ目の下から2行目から始まる中越委員の発言	1行目の4文字目から10文字目まで	同上
10 ページ目の3行目から始まる事務局の発言	1行目の10文字目から16文字目まで	同上

別表3 (新規埋立地の選定に係る技術検討委員会第3回会議 議事録)

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1 ページ目の出席者のうち、復建調査設計の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため(条例第7条1号)

別表4 (新規埋立地の選定に係る技術検討委員会第4回会議 議事録)

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1 ページ目の出席者のうち、復建調査設計の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため(条例第7条1号)
10 ページ目の5行目から始まる田島委員の発言	1行目の12文字目から最後まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第3号)
10 ページ目の8	記載全て	同上

行目から始まる今岡副会長の発言	.	
10ページ目の9行目から始まる松藤会長の発言	1行目の1文字目から2行目の12文字目まで	同上

別表5（新規埋立地の選定に係る技術検討委員会第5回会議 議事録）

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1ページ目の出席者のうち、復建調査設計の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条1号）
2ページ目から3ページ目にかけての中越委員の発言	5行目の1文字目から24行目の最後まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号）
3ページ目から5ページ目にかけての中越委員の発言	3行目の1文字目から16行目の最後まで 20行目の1文字目から36行目の最後まで 40行目の1文字目から44行目の13文字目まで	同上
7ページ目の15行目から始まる今岡副会長の発言	4行目の1文字目から7行目の8文字目まで	同上
7ページ目の下から16行目から始まる松藤会長の発言	下から2行目の1文字目から最後まで	同上
7ページ目から8ページ目にかけての中越委員の発言	3行目の14文字目から24文字目まで 8行目の1文字目から14行目の最後まで	同上
8ページ目の15行目から始まる松藤会長の発言	1行目の24文字目から3行目の2文字目まで	同上
8ページ目の下から17行目から始まる事務局の発言	3行目の1文字目から15文字目まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な委員の発言を推認させるものであり、今後同様の委員会を開催する場合に

		において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号）
8ページ目から9ページ目にかけての事務局の発言	3行目の12文字目から35文字目まで	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条1号）
	10行目の14文字目から11行目の最後まで	当該情報を公にすることにより、市民に誤解等を生じさせる可能性があることから、広島市における将来の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号）
9ページ目の13行目から始まる松藤会長の発言	記載全て	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第3号）
11ページ目の中越委員の発言	3行目の1文字目から14行目の最後まで	同上
12ページ目の8行目から始まる松藤会長の発言	4行目の1文字目から最後まで	同上
12ページ目の14行目から始まる中越委員の発言	記載全て	同上
12ページ目の18行目から始まる松藤会長の発言	1行目の19文字目から2行目の27文字目まで	同上
12ページ目の下から12行目から始まる松藤会長の発言	1行目の22文字目から最後まで	同上
12ページ目から13ページ目にかけての中越委員の発言	記載全て	同上
13ページ目の14行目から始まる松藤会長の発言	記載全て	同上

13ページ目の下から14行目から始まる中越委員の発言	3行目の26文字目から最後まで	同上
13ページ目の下から9行目から始まる松藤会長の発言	2行目の10文字目から3行目の最後まで	同上
13ページ目の下から2行目から始まる松藤会長の発言	記載全て	同上
14ページ目の森脇委員の発言	1行目の31文字目から最後まで	同上
14ページ目の事務局の発言	3行目の16文字目から24文字目まで	内部事情を忌たなく述べたものであり、広島市における将来の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第3号)
14ページ目の中越委員の発言	記載全て	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第3号)
14ページ目の下から14行目から始まる松藤会長の発言	1行目の1文字目から3行目の最後まで	同上
14ページ目から15ページ目にかけての松藤会長の発言	4行目の1文字目から5行目の最後まで	同上

別表6（新規埋立地の選定に係る技術検討委員会第6回会議 議事録）

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1ページ目の出席者のうち、復建調査設計の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため(条例第7条1号)
11ページ目の松藤会長の発言	下から19行目の4文字目から26文字目まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得ら

		れなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第3号)
--	--	--

別表7 (新規埋立地の選定に係る技術検討委員会第6回会議 (要旨))

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1 ページ目の出席者のうち、復建調査設計の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため(条例第7条1号)

別表8 (新規埋立地の調査に係る技術検討委員会第7回会議 議事録)

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1 ページ目の1行目から始まる事務局の発言	8行目の1文字目から12行目の最後まで	明らかに非公開を前提としていたと認められる発言であり、公にすることにより、自由闊達な意見交換が不可欠な場において会議参加者の自重が想定されるなど、広島市における将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第3号)
5 ページ目の松藤会長の発言	2行目の1文字目から4行目の3文字目まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第3号)
6 ページ目の松藤会長の発言	2行目の1文字目から6行目の19文字目まで	同上
7 ページ目の2行目から始まる事務局の発言	2行目の1文字目から32文字目まで 3行目の36文字目から最後まで	当該情報を公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第2号)
7 ページ目の中野副会長の発言	1行目の31文字目から最後まで	同上
10 ページ目の1行目から始まる事務局の発言	記載全て	不確かな個人的意見にもかかわらず、広島市の統一的な見解であるかのように誤解され、市民に不信感を抱かせた結果、将来の同種の事業を行う際、各対応の場面等で関係者等の必要な協力を得られなくなること等により、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第3号)
10 ページ目の2	1行目の4文字目から26文字目まで	同上

行目から始まる事務局の発言	で	
10 ページ目の下から5行目から始まる松藤会長の発言	1 行目の8 文字目から37 文字目まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7 条第3 号)

別表 9 (新規埋立地の調査に係る技術検討委員会第 8 回会議 議事録)

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1 ページ目の出席者のうち、中電技術コンサルタント(株)の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため(条例第7 条1 号)
発言者のうち、中電技術コンサルタント(株)の担当者名		同上
4 ページ目の4 行目から始まる中野副会長の発言	記載全て	当該情報を公にすることにより、希少動植物の乱獲及び周辺環境の破壊等につながるおそれがあることから、広島市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7 条第3 号)
4 ページ目の15 行目から始まる説明者の発言	3 行目の27 文字目から最後まで	同上
5 ページ目の8 行目から始まる松藤会長の発言	1 行目の1 文字目から3 行目の33 文字目まで	議論を活性化させるための忌たんのない率直な発言であり、今後同様の委員会を開催する場合において委員の協力が得られなくなる等、広島市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7 条第3 号)

別表 10 (新規埋立地の調査に係る技術検討委員会第 9 回会議 議事録)

	不開示で妥当な情報	不開示理由
1 ページ目の出席者のうち、中電技術コンサルタント(株)の担当者名		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため(条例第7 条1 号)

2 ページ目の 2 5 行目から始まる中野副会長の発言	1 行目の 1 文字目から 1 1 文字目まで	当該情報を公にすることにより、希少動植物の乱獲及び周辺環境の破壊等につながるおそれがあることから、広島市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第 7 条第 3 号）
3 ページ目の下から 7 行目から始まる説明者の発言	1 行目の 1 文字目から 4 行目の 3 4 文字目まで	同上
4 ページ目の 5 行目から始まる事務局の発言	記載全て	同上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5. 1. 2 0	広施埋第1 2 2号の諮問を受理 (諮問第3 5 2号で受理)
R 5. 4. 2 5 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 5. 5. 1 5 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 5. 6. 2 6 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 5. 7. 2 4 (第4回審査会)	第3部会で審議
R 5. 8. 2 1 (第5回審査会)	第3部会で審議
R 5. 9. 2 5 (第6回審査会)	第3部会で審議
R 5. 1 0. 2 3 (第7回審査会)	第3部会で審議
R 5. 1 1. 2 0 (第8回審査会)	第3部会で審議
R 5. 1 2. 1 8 (第9回審査会)	第3部会で審議
R 6. 1. 1 5 (第10回審査会)	第3部会で審議
R 6. 2. 7 (第11回審査会)	第3部会で審議
R 6. 3. 1 8 (第12回審査会)	第3部会で審議
R 6. 4. 1 7 (第13回審査会)	第3部会で審議
R 6. 5. 1 5 (第14回審査会)	第3部会で審議
R 6. 6. 1 9 (第15回審査会)	第3部会で審議
R 6. 9. 2 0 (第16回審査会)	第3部会で審議
R 6. 1 0. 2 2 (第17回審査会)	第3部会で審議
R 6. 1 1. 1 9 (第18回審査会)	第3部会で審議
R 6. 1 2. 1 7 (第19回審査会)	第3部会で審議
R 7. 1. 2 1 (第20回審査会)	第3部会で審議
R 7. 2. 1 8 (第21回審査会)	第3部会で審議
R 7. 3. 1 8 (第22回審査会)	第3部会で審議
R 7. 4. 1 5 (第23回審査会)	第3部会で審議

R 7. 5. 20 (第 2 4 回 審 査 会)	第 3 部 会 で 審 議
R 7. 6. 17 (第 2 5 回 審 査 会)	第 3 部 会 で 審 議
R 7. 7. 15 (第 2 6 回 審 査 会)	第 3 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和 久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹